

## 令和元年10月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月10日（木） 午前9時00分開会
2. 開催場所 役場2階会議室
3. 出席委員（10人）  
会長(10番) ~~渡邊 和夫~~ 職務代理者(5番) 永田 熊信  
（1番）宮原 清人 （2番）岩坂 博行 （3番）西田 義和  
~~（4番）山田 成代~~ （6番）白石 悌二 （7番）平川 真由美  
（8番）内元 幸一郎 （9番）信國 敏彦  
地区推進委員  
高岡 重盛 木崎 俊充 岩崎 盛光 ~~伊東 明継~~ 中竹 宏一  
~~杉本 和博~~
4. 欠席委員：農業委員（2人）  
欠席委員：最適化推進委員（2人）
5. 議事日程  
日程第1 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について  
  
日程第2 議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
  
日程第3 議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画（案）に対する意見について  
  
そ の 他
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 富永 得治  
農地係長 阿久津 裕介

## 7. 会議の概要

開会 午前9時00分

職務代理者	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、4番、10委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和元年10月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、2番委員、3番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が10案件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
事務局	<p>はじめに、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。</p> <p>議案第37号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字川辺字下七折、上七折、七折、雨淵、松馬場、田4筆の6,063㎡、畑9筆で6,975㎡の合計面積が13,038㎡です。権利種別は3条の無償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>10月8日に5番委員と一緒に両者にお会いしました。これは親子間の無償移転でございまして、何ら問題ないと思われます。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字字柳瀬蔵城、田1筆の873㎡です。権利種別は3条の使用貸借の新規案件で貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>先日、本人さんたちにお会いしまして、以前からの貸し借りがありまして、現在は新村営農組合でカボチャの栽培しているところです。何ら問題ないと思われまます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>

議案第38号農業経営基盤強化促進法に基づく  
農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

議長

議案第38号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について審議します。1番から5番までは、利用権の設定を受ける者が同一人につき一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第38号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画についての利用権貸借の承認について、1番から5番まで一括してご説明いたします。番号1、大字柳瀬字十島、田1筆の1,774㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10アールあたり5,000円です。続きまして番号2、大字柳瀬字風呂前、田2筆の1,917㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で玄米150kgです。続きまして番号3、大字柳瀬字風呂前、田1筆の1,175㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり玄米90kgです。続きまして番号4、大字柳瀬字今村、田1筆の1,416㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年1ヶ月で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号5、大字柳瀬字西村、田1筆の5,387㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり15,000円です。以上です。

議長

引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。

柳瀬地区推進委員

先日、自宅に1番委員と行きまして再設定案件でもあり、1番から5番まで何ら問題ないと思われまます。

議長

ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。

6番委員

賃借料が5,000円のところもあれば玄米90kgを金額に換算すれば

	約 20,000 円のところもあるが、バラバラなのはどうしてなのか。
事務局	再設定案件で昔からこの金額で設定されてたようです。
1 番委員	道の下とか水が来ないところで田を作ろうにも作れない所で畑のような状態のところですよ。
6 番委員	本人たちが了承していれば問題ないが。
議長	他にご意見ございませんか。
議長	他にご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 6 番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 6、大字柳瀬字檜木、田 1 筆の 1,355 m <sup>2</sup> です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定をする者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a あたり 15,000 円です。以上です
議長	引き続き、本件について 3 番委員に報告をお願いします。
3 番委員	7 日と 8 日に確認いたしまして、記載されていることに間違いのないことです。
議長	ただいま、事務局からの説明及び 3 番委員から報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第39号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてですが、1番2番については関連につき一括して、また、3番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>（3番委員退席）</p>
議長	<p>1番、2番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第39号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字中ノ口及び七代及び辻、田5筆の7,754㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり20,000円です。続きまして番号2、大字柳瀬字蔵城、田1筆の3,012㎡です。機構法の賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p>

職務代理人	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで、3番委員の入室を許可します。</p> <p>(3番委員入室・着席)</p>
職務代理人	<p>これを持ちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 11月8日 (金曜日) 午前9時から</p> <p>閉 会</p>
職務代理人	<p>○ それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前9時30分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和元年10月10日

相良村農業委員会

署名委員 2番 \_\_\_\_\_ (印)

署名委員 3番 \_\_\_\_\_ (印)